

# 危険物規制に係る手続きの合理化について

---

消防庁危険物保安室

# 変更工事に係る手続きの合理化

## 現状

- 危険物施設の位置、構造又は設備を変更しようとするときは、**市町村長等の許可を受けなければならないこと**とされている（消防法第 11 条第 1 項）。
- ただし、位置、構造又は設備の技術基準と関係が生じない工事等については、**変更の許可を要しない軽微な変更工事**と取り扱う旨の技術的助言（平成 14 年消防危第49 号（以下「49号通知」という。））を示している。

〈49号通知（抜粋）〉

「・・・変更工事については、当該変更工事が、基準の内容と関係が生じないもの若しくは保安上の問題を生じさせないものであることが明白である場合又は保安上形式的には基準の内容と関係が生じるが、保安上の問題を生じさせないものであることが資料等の確認により判断できる場合には、当該変更工事を「軽微な変更」として変更許可を要しないものとすることができるものとする。」

## 課題

- 49号通知に基づく軽微な変更工事については、**工事内容に基づいて運用されているところであり、事業所の保安体制を考慮したものとなっていない。**
- DX技術等を活用した**高度な保安体制を構築した事業所**については、変更工事における**手続きの簡略化**が求められているところ。

## 令和6年度の検討

### <全体>

- 変更工事（保安上の問題を生じさせるリスクが高いと考えられるものを除く）のうち、個々の事業所の保安体制を評価し、当該事業所の保安体制によって保安上の問題が生じないと認められる特定の変更工事については、許可を要しない軽微な工事として取り扱うことについて、引き続き議論を深めていくことが適当。

### <事業所の保安体制>

- 保安体制の評価に当たっては、“**「高度なリスク管理体制」**に、それを実際に動かしていくための**「マネジメント体制」**”や“**「自主的」**な保安にとどまらず、さらに**「自律的」**かつ**「主体的」**に保安を確保していくための取組”の視点が重要。
- **DX技術等**を活用した事業所の取組を適切に評価することで、日常の危険物保安のみならず、**高度な応急対応**や**公設消防機関との高度な連携**体制の構築が可能な仕組みについて、議論を深めていくことが適当。

### <軽微な変更工事の内容>

- 保安上の問題を生じさせる**リスクが高いと考えられる変更工事**については、事業所の**保安体制にかかわらず**手続きの合理化の**対象としない**。
- 軽微な変更工事として取り扱うことができる工事の具体的な範囲については、事業所で行われる**工事の内容と事業所の保安体制**により、**評価することが**考えられる。

### <その他>

- 新たな制度の運用開始に際して、**事業者や市町村等**（消防機関）が**混乱等を生じることのないような制度の内容や円滑な運用方法**等について、引き続き、議論を深めていくことが適当。

## 令和7年度の検討について

- 令和6年度検討会において引き続き議論を深めていくことが適当とされた項目について、以下の点について踏まえつつ、制度化に向けた具体的な検討を行ってはどうか。
  - ① 高度な保安体制を構築した**事業所の評価方法**（要件整理含む）について
    - ・ “高度なリスク管理体制”や“自律的・主体的な保安確保に係るマネジメント体制”の具体化
  - ② 高度な保安体制を構築した事業所が行う“**許可を要しない変更工事**”の内容について
    - ・ 許可を要しない変更工事の考え方の整理
  - ③ 新たな制度の**円滑な運用方法**について
    - ・ 事業所の評価に係る認定プロセスの整理